

第2部

財政金融政策

第3章

財政と経済発展

——ベトナムのケース——

田近 栄治

第1節 日本の経済発展と財政——問題の所在

第2次大戦直後わが国は、3桁台のインフレに陥り、戦後復興のための投資資金の不足に悩まされた。そうしたなかで、預金の封鎖による消費の抑制、価格統制や、公的融資機関である復興金融金庫による傾斜的な資金配分など一連の政策が施行された。しかし、インフレが進行していくなかでの預金の封鎖は、家計の貯蓄意欲を阻害し、むしろ経済の自律的な発展の契機を奪った。

一方、価格統制では石炭、鉄鋼など基幹的な財の価格を消費者価格と生産者価格にわけ、消費者価格を生産者価格より大幅に引き下げることにより、生産者には生産増強のインセンティブを与え、消費者にはこれら中間投入財の負担を軽減した。その結果、消費者価格と生産者価格との間の逆さやは、今日の米と同様に政府が負担することになった。税収不足に悩む政府は、自らの政策によってさらにいっそうの歳入不足を引き起こすことになった。

いわゆる傾斜生産とは、こうした価格補助金のうえに、さらに設備資金を石炭、鉄、電力や肥料などの産業に優先的に与えようというものであった。その役割を担ったのが、復興金融公庫であり、その業務は1946年の末から開始された。問題となったのは、その資金の源泉をどこに求めるかであった。そもそも家計の貯蓄に期待できないなかで、資本市場から復興のための資金

を吸収することは不可能であった。その結果、復興金融金庫の資金は、国からの融資と債券の発行によることになった。しかし、国からの融資と債券は、実質的には日本銀行の引受けとなった。

このように戦後きわめて厳しい資金不足を解消しようと図られた預金封鎖、価格統制および傾斜生産という諸政策は、資金不足を解決したというより、家計の貯蓄を低位にしたまま、財政負担を増大させた。そして、歳入の不足に悩まされた政府は、その調達を日銀に求めたため、インフレに火がついたのである。1946年から47年にかけ、卸売物価はそれぞれ（総平均で）195%および165%の上昇を示した。

貯蓄を増強しそれを投資に結び付けていくためには、価格統制、傾斜生産、インフレの間の循環をどうしても断ち切らなければならない。海外からの借入に依存できない状況で、国内の貯蓄を動員することなしには、自律的な発展はありえなかつたとみるべきであろう。そこでわが国が経験したのは、いわゆるドッヂラインと呼ばれる超緊縮財政であり、1949年以降一般会計、特別会計を含む総合予算の均衡が図られた。そして、公的投資銀行であった復興金融金庫が解散された。

文字どおりこの政策は、インフレ退治の荒療治で経済の潤滑油である資金供給を瞬間に止めたわけである。その結果経済は失速し、失業問題が生じた。社会的にもさまざまな不穏な問題が生じたのはこのころである。この失速状況は、その翌年からの朝鮮動乱による特需による外生的な需要の拡大によって解消されていくのであるが、ここで重要な点は、財政赤字に端を発した悪性のインフレを「ショック療法」によって脱したということである。

以上、戦争直後のわが国の財政政策を辿ったが、経済発展と財政を考えるにあたって、この経験の示唆するところは大きい。そのなかで最も重要な点は、国内の資金の動員を図ることなしに持続的な発展は不可能であるということである。海外からいくらでも借入ができるという夢のような状況でないかぎり、結局国内の貯蓄を増やすしか経済を長期的な発展の経路にのせることはできない。

財政への過大な負担は、いずれインフレというコストを招来する。資金不足に悩む経済における財政の牽引力とインフレによる貯蓄阻害、この2つをどうバランスさせるか。あるいは、そのバランスを求めることはきわめて困難であり、財政はできるだけ均衡を保ち、資金不足には課税の強化による強制貯蓄の断行をともなわなければならないのか。おそらく、先進、経済発展途上を問わず、今多くの諸国に問われているのは、この問題であろう。資本蓄積のプロセスで、通常の市場の失敗の是正を超えて、どこに財政の介入を正当化する根拠を見いだすことが可能であろうか。

本章の目的は、こうした観点から経済発展における政府の役割を探ることである。上に述べた戦争直後のわが国については、Tajika and Yui [1993]においてより詳細に論じた。ここでは、発展途上国、とくに市場経済への移行を図っている旧社会主義国を取り上げ、財政の担った役割とその改革について考えていきたい。対象国としては、ベトナムを取り上げる。いわば、経済発展と財政のベトナム版ケーススタディを行うことが、この論文のねらいである。以下、まずベトナムの経済改革についてふれた後、その財政と経済発展の関わりについて考えていきたい。

第2節 ベトナムの経済改革

ベトナムの経済改革が本格的に動き出してきた。1986年の第6回共産党大会で「ドイモイ」が提唱されてから、それまでの社会主義統制経済から市場経済への移行が図られてきた。統制経済下では、国営企業からの上納金を政府財源として、それを国営企業に配分するという仕組みによって資本の形成がなされてきた。その結果、金融仲介が発達せず、財政が資本の配分の中心的な役割を果たしていた。本章の目的は、第1節でも述べたように財政のこの資金配分機能に注目し、統制経済から市場経済への移行を通じて、財政が経済発展にどのように寄与しうるかを明らかにすることである。

こうした視点からベトナム経済をみると、その特徴として以下3点が浮かび上がってくる。まず、第1に国内所得と比べて貯蓄、投資の割合がきわめて低いことである。第2に、1990年以降おさまってきたとはいえ、物価上昇率が非常に高いことである。そして第3に、データの公表期間であるドイモイ直後の1987年以降、財政が恒常的な赤字に陥っていることである。

この3つのベトナム経済の特徴は、相互に独立しているわけではなく、それぞれが密接に関連しあい、原因とも結果ともなっている。では、この3つの特質がどのように発生してきたのであろうか。その鍵は、統制経済の市場経済への移行にあると思われる。以下、この移行過程を明らかにしつつ、ベトナム経済のこの3つの特徴の連関をさぐり、ベトナム経済における財政の課題について考える。

まず統制下の経済においては、農産物が低い価格で調達された。これは生活必需品である農産物の価格を下げ、都市の労働者の生活コストを引き下げるなどを主たる目的としていた。そのほか、農工両部門の生産コストを下げるために賃金以外にも、燃料をはじめさまざまな原材料の価格も統制された。また、外国為替も例外ではなく、国内通貨は常に国の強い管理下にあり、輸入原材料価格を引き下げるために、自国通貨の過大評価がなされていた。

こうした価格統制のなかで、財政資金は主として国営企業からの上納金によっていた。農業生産物価格や賃金などを引き下げた結果、国営企業の「利潤」が生まれたわけであるから、国営企業の上納金は実際には家計自身が負担したともいえるが、資金源としては国営企業に目がつけられたのである。その結果、2つの事態が生じた。まず、農業部門では、農産物の価格引下げ政策は、生産の集団化（合作社による生産）による労働インセンティブの低下もありまつて、農民の生産性向上意欲を大いに阻害した。第2に、国営企業部門では、利潤を上げても上納金として国に吸収されるだけなので、ボーナスなどの形で売上額を企業内で分配してしまうインセンティブが働いた。その結果、利潤から再投資し、企業を拡大し、さらに利潤を増大させたうえ、再投資するという循環が働かず、企業はひとたび資本が投下されれば、その

「物理的な」耐用年数が経つまで資本を使い尽くすという、構造的な停滞に陥ってしまった。

農業ばかりか、その他工業、建設や流通を含む国営企業全体が低生産性の罠にかかってしまい、統制経済の行き詰まりが明らかになった。この隘路を開拓する切り札として、社会主义下でありながら、価格の自由化をはじめとする市場経済の導入が図られたのである。価格統制の撤廃が、まず国営部門のシェアの比較的低い農業で先行したということもあって、農業の生産は増大したもの、それをはるかに上回る速度で農産物価格は跳ね上がった。これは、国営企業の労働者の生活コストを引き上げた。それまでの、低い原価の上に成り立っていた国営企業の根本的な利益構造が崩壊しはじめ、労働者への補助金行政が避けられないものとなった。そのほか、これまで人為的に引き下げられていたさまざまな原材料費も市場経済の導入にともなって上がっていった。

国の財政は急激に悪化し、膨大な補助金の財源に悩まされることになる。そして、そのつけは中央銀行の貨幣の増発に求められたのである。厳しい政治情勢のなかで、そもそも通貨への信頼が薄いところへ、中央銀行からの本源的な通貨の供給がなされるのであるから、通貨は水が堰を切って流れ落ちるかのように、一気に市場に流れ込み、市場を通貨で溢れさせてしまう。これが、統制経済から市場経済への移行過程で生じるインフレーションである。

このほかベトナムでは、インフレの直接的な引き金としては米の不作などがあるが、1988年の年間400%近いインフレの元凶は、ここで指摘した中央銀行による財政の肩代わりであるとみてよいであろう。その後、ベトナムは劇薬ともいえるほどの財政金融の引締め策を講じ、工業生産がマイナス成長となるなどの副作用を強いられることになる。さらに、1990年に入って、旧ソヴィエト連邦や東欧諸国からの援助もなくなり、ベトナムの財政の厳しさは増大する。補助金財政は形のうえでは消えても、今度は国営投資銀行への中央銀行からの融資を通じて、予算書には表れない「補助金」が国営企業に貸し出されることになる。

統制経済から市場経済の導入にいたるこうしたベトナムの経緯をたどると、本節の最初に指摘したベトナム経済の3つの特徴が、相互に深くかかわり合っていることがわかる。すなわち、統制経済の行き詰まりを市場の力で解決しようとしたものの、財政の負担があまりにも大きく、その収支は常に赤字となり、その結果インフレという火山の上での経済運営を強いられることになった。世界各国からの制裁という厳しい政治情勢に加えて、インフレがいつ火を吹くかわからないのであるから、国民の貯蓄意欲は減退する。おそらく、金融資産を長期にわたって保有しようというインセンティブは、皆無であろう。これが、国営企業の停滞と並んで、ベトナムのきわめて低い貯蓄率の原因である。外国からの資本の流入がなく、自国内の貯蓄動員がない以上、投資を増やす術もないのである。

このように、統制経済のもとの停滞からなんとか抜け出したいと一応の努力はしてみたものの、なかなか経済が上向かない。農業においては米の輸出が本格化するという、今後注目すべき展開がみられたが、さらにいっそうの増産を図るためにインフラ整備や肥料の投入の面で、膨大な資本を必要とする。その他の部門の近代化にあたっても、道路や通信などのインフラだけでもおそらく農業以上の資本を必要とする。こうしたなかで、ベトナム財政の抱えた重大な課題として、次の2つをあげることができる。第1に、いかにして、投資資金の動員を図っていったらよいのか。家計の貯蓄増強を長期的には目指すとしても、ここしばらくは、租税による強制的な資金調達が避けられないであろう。第2に、経営幹部と労働者らの間への分配第一主義から、利潤の最大化を通じての企業の生産効率の上昇をいかにして達成するかである。これは、国営企業を温存して単に上納金システムを法人税に変えることによっては達成できず、早晚国営企業の抜本的な改革を不可避にするであろう。しかし、この改革を社会主義を標榜するベトナムでどれだけ推し進めることができるのであろうか。

本章では以下、この2つの面においてベトナムの財政の現状について論じる。第3節は、ベトナム財政の実態を取り上げる。そこでは、この節で述べ

たベトナムの経済状況を数字で跡づけながら、財政の実態を示す。第4節は、1990年から施行に移された税制改革を取り上げる。国と地方の課税の実態、国営企業・非国営企業に対するさまざまな課税の概要、農業課税の実態などについて述べたのち、制度を整えるのに精一杯のため、せっかく制度を作ったものの、制度が経済の実情に必ずしもマッチしていない現状について述べる。

第3節 財政の実態

1. 経済概況

ここではまず、第1節であげたベトナム経済の3つの特徴を具体的にみていくことにする。表1は、1987年から91年（ただし、91年は推定）までの貯蓄・投資の対GDP比率と、インフレ率を示したものである。貯蓄はこの期間において最大でもGDPの6.7%であり、インフレの最も進んだ1988年においてはGDPの実に1.4%でしかない。投資（粗投資）もきわめて低調であり、GDPの10%前後である。これだけ投資が低くてもそれ以上に貯蓄が低かったため、経済全体では投資超過となり、その結果債務累積が増加していった。

一方、消費者物価上昇率は直接的には1987年の米の不作を受け、88年には年間で400%近くに、年間平均でも300%を超えた。この水準自体ベトナムが試みようとしている統制経済から市場経済への移行が、いかに厳しいものであるか、あるいはベトナムの国営企業や政府がこの移行にどれほど準備不十分の態勢で臨んだかを物語っているが、注目すべきはその後の慢性的な高インフレ率である。1990年以降は、旧ソ連や東欧諸国からの援助がカットされたことが、インフレに拍車をかけたことは事実であるとしても、年間2桁台後半の水準のインフレ体質であることはベトナム経済を考えるうえで重要であろう。その背後には、すでに述べたように財政の赤字体质がひそんでいる

表1 賢蓄・投資の対GDP比率とインフレ率

(%)

	1987	1988	1989	1990	1991 (予測)
$\frac{\text{貯蓄(S)}}{\text{GDP}}$	3.2	1.4	3.7	6.7	5.7
$\frac{\text{投資(I)}}{\text{GDP}}$	11.0	10.0	9.7	8.7	9.5
$\frac{S-I}{\text{GDP}}$	7.8	8.6	6.0	2.0	3.8
インフレ率 (消費者物価)					
年間	103.0	394.0	34.8	67.2	58.0
年間平均	301.0	308.0	95.8	36.4	80.7

(出所) IMF [1991] p.7, Table 1.

表2 通貨供給：信用、通貨供給量などの年間増加率

(%)

	1988	1989	1990	1991
国内信用	394.9	155.1	47.8	26.4
対政府 (純額)	736.3	288.6	55.1	12.5
国営企業	354.5	111.0	46.5	42.9
中央銀行の国営商業銀行 への貸出	—	202.3	69.8	25.1
マネーサプライ (総額)	445.4	170.0	59.5	24.2
国内通貨	426.5	108.7	54.3	27.1
マネーサプライ (総額) GDP	9.8	14.6	19.3	16.7

(出所) IMF [1991] p.22, Table 5, p.44, Table 20より筆者計算。

のであるが、その実態をみるまえに、通貨供給の実態についてふれておくことにする。

表2は、国内信用とマネーサプライ (総供給と国内通貨供給) の増加率と、国内通貨とマネーサプライ総額の対GDP比率を示したものである。この表からベトナムの通貨供給と金融政策の特徴として以下、3点を指摘できる。まず第1に、1988年のインフレを抑え込むために通貨供給の伸びを猛烈に抑

えたことである。しかし、第2に指摘すべきことは、それにもかかわらず中央銀行から国営商業銀行（ベトナム農業銀行〈Vietnam Bank of Agriculture〉、ベトナム工業商業銀行〈Vietnam Industrial and Commercial Bank〉、ベトナム外国貿易銀行〈Vietnam Bank of Foreign Trade〉、ベトナム投資開発銀行〈Vietnam Bank of Investment and Development〉）への貸出が1989年に激増（202%）していることである。貸出先から考えて、この中央銀行貸出の多くが、国営投資銀行であるベトナム投資開発銀行（以下、BID）向けであると思われるが、これは、国営銀行を経由した国営企業向けのいわば隠れた補助金であり、ベトナム財政の旧態は依然として改革されていないことになる。マネーサプライに関して第3に指摘しておくべきことは、その対GDP比がきわめて低いことである。表2の最下段に示したように、この比率は20%以下である。これは、中央銀行が通貨供給を増大させた場合、貨幣が貨幣を生むといふいわゆる信用供給のメカニズムがあまり働くはず、中央銀行の本源的な通貨が直接的に市場に流れ、インフレに拍車をかけやすい状態となっていることを意味する。

2. 財政の実態

以上ベトナム経済が、高いインフレ率を引き起こしやすい状態であることを指摘したが、その最も重要な原因である財政の実態についてみていくことにする。表3は、対GDP比率で財政の実態を表したものである。

この表は、GCP比でみた歳入、経常支出、資本支出、狭義の財政赤字（利子支払いを除く）、広義の財政赤字（利子支払いを含む）、中央銀行から政府への信用供与の純額を示したものである。なお、1991年は予算額と予測値であり、いずれも確定した数字ではない。この表からベトナムの財政の全般的な特徴として以下の3点をあげることができる。

まず第1に、歳入のGDP比率がきわめて低いことである。GDPの10%程度であるが、このなかには石油収入も入っている。1989年以降ではこの部分だけでもGDPの3ないし4%が見込まれているので、その他租税などによ

表3 財政の実態：各項目の対GDP比率

(%)

	1987	1988	1989	1990	1991	
					予 算	推 計
歳 入 合 計	10.5	11.2	11.9	11.4	9.3	10.1
国 営 企 業	7.9	7.1	5.6	3.8	3.2	3.3
非 国 営 企 業	1.9	2.9	3.4	3.7	3.4	3.5
経常支出（利払いを除く）	10.9	13.7	12.2	11.7	8.5	9.1
資 本 支 出	3.3	4.3	6.4	3.9	2.2	2.2
狭義の財政赤字	-3.7	-6.9	-6.6	-4.1	-1.4	-1.2
広義の財政赤字	-3.8	-7.1	-6.8	-4.8	-1.9	-1.7
中央銀行の政府への信用供与の純額	2.5	2.9	6.0	3.4	2.2	1.1

(出所) IMF [1991] p.15, Table 3.

る歳入のGDP比率は7ないし8%にすぎない。すでに高いインフレのなかでベトナムの貯蓄率が非常に低いことを指摘したが、こうした経済で資本蓄積を図っていくためには当面政府部門による資源の動員を強化せざるを得ないであろう。

第2に、歳入が低いことにともなって、歳出も低く抑えられていることがある。この表では、歳出は経常支出と資本支出にわけて計上されているが、きわめて重大であると思われることは、最貧に近い状態にある経済において資本支出のGDP比率が1989年の6.4%から翌年には3.9%へと大きく削減され、91年予算ではさらに2.2%に抑えられていることである。World Bank [1992]によると、この資本支出のカットは主として「非生産的部門」(Non-productive sector)への支出の削減によっているが(p. 46, Table 2.8), この部門は教育、保健などからなっている。したがって歳出カットという緊急事態のなかで経済発展の根幹となる部門に大なたがふるわれたといってよいであろう。

また、経常支出の構成も変わった。GDP比でみて経常支出は、資本支出ほどの落ち込みを示していないが、補助金の撤廃をうけて補助金から賃金支払いへと支出項目が変化した。IMFの資料によると1988年において賃金支

給額は GDP の 1.6% であったが、この割合は 89 年には 4 % へと激増している。その結果、同年には 経常支出の 3 分の 1 が 賃金の支払いに向けられていた。これは、補助金に代えて新しい費目で、国営企業への支援をつづけていることを意味し、価格の自由化や補助金の撤廃をはじめとするベトナム経済の市場経済への移行が、厳しい問題に直面していることを暗に示している。

ベトナム財政の第 3 の特徴は、歳出の切り詰めにもかかわらず、財政赤字から脱出できないことである。市場経済への移行にともなって財政赤字は急増し、利子支払いを含む広義の赤字幅は GDP 比で 7 % 近くにもなった。その後、上に述べたように必死の歳出のカットがなされたが、それでも 1990 年の赤字は、GDP の 5 % 近くにも達している。そして、政府に対する中央銀行の信用供与も続けられ、1990 年においてその額は GDP の 3.4 % に達している。中長期的にみた場合、資本支出のこれ以上の削減は経済発展の基盤形成を阻害すること、および今後国営企業の改革によって生じる失業問題などの対策にますます多くの経常支出が見込まれることを考えると、赤字財政建て直しのための歳出面からの方策は限られているといってよいであろう。したがって、今後しばらくは、歳入面の強化を図らざるをえない。

そこで、次に歳入面の実態をみていくことにする。表 4 は、歳入項目を租税と租税外の 2 つに大別し、そのなかの各項目を表 3 と同様に GDP 比で示したものである。歳入総額の GDP 比率は、表 3 で示された値と同一であるが、ここではその構成比を記している。表 4 からうかがえるベトナム政府の歳入面の特徴として、次の 3 点を指摘したい。まず、国営企業からの上納金が、税金（利潤税）に変わることである。租税外歳入の 1 項目として上納金が掲げられているが、その GDP 比率は 1987 年の約 8 % から 90 年には国営企業の業績悪化を受けて 3.8 % へと激減し、91 年からは総租税額のなかの国営企業からの税収となる。1991 年の予算や推計では、同年において国営企業からの税収が GDP 比の 3 % 近くになると見込まれているが、国営企業の業績が悪化している状態でこれだけの税収があげられるか、今後のベトナム財政を考えるうえで注目すべき点のひとつである。

表4 政府歳入の構成：歳入項目の対GDP比率

(%)

	1987	1988	1989	1990	1991	
					予 算	推 定
歳 入 総 額	10.5	11.2	11.9	11.4	9.3	10.1
租税による歳入総額	1.9	2.9	3.4	3.7	6.0	6.5
国 営 企 業	—	—	—	—	2.6	3.0
非農業協同組合および民間セクター	1.1	1.2	1.3	1.5	1.4	1.5
農 業 税	0.3	0.9	0.9	0.6	0.5	0.7
貿 易 税	0.5	0.8	1.1	1.6	1.4	1.4
租税外歳入総額	8.7	8.3	8.6	7.7	3.4	3.6
国営企業上納金	7.9	7.1	5.6	3.8	0.7	0.3
そ の 他	0.7	1.1	3.0	3.9	2.7	3.3

(出所) IMF [1991] p.17, Table 4.

歳入面の第2の特徴は、GDPのほぼ40%を農業あげているにもかかわらず、農業への課税がきわめて軽いことである。1990, 91年の両年においては、ホーチミンの生誕100周年とあって、その遺志にしたがって農業税を50%カットしているが、この特例を考慮にいれても農業からの税収は、きわめて低い。GDP比でみて、1%以下であり、歳入総額に占める割合でみても、1988, 89, 90年の各年において、それぞれ7.8, 7.9, 5.1%にすぎない。この点の改良なくして、今後ベトナム財政の建て直しは、不可能であるといつても過言ではないであろう。

歳入面の特徴として最後に指摘すべきことは、租税外収入のその他として計上されている石油からの収入の依存度が高いことである。この点はすでに、歳入全般を検討するなかで言及したが、1989年以降GDP比の3%以上を石油からの収入あげ、最大の歳入項目となっている。石油収入の今後の見通しについては明らかでないが、その性格からいって安定的な歳入源とはほど遠い財源である。この点からも歳入基盤の強化が必要とされるが、いずれにせよ歳入総額の30%近くを石油収入に頼っている現状は、これまで国営企業の上納金に依存してきたベトナム政府の歳入基盤がいかに脆弱であるかの裏

返しであるといえる。

統制経済から市場経済への移行の過程で、賃金をはじめそれまで人為的に切り下げていた原材料費が高騰する。それにともなう労働者の生活保障や、業績の悪化する国営企業への支援などによって財政支出への圧力はさらに高まる。と同時に、価格自由化によるインセンティブだけでは限界に達する生産性の上昇をさらに高めていくために、教育、医療などの社会面のインフラや、交通・通信などの生産面でのインフラの整備が必要となる。こうした短期、中長期にわたるさまざまな財政の機能が必要とされるなかで、ベトナムの歳入基盤は弱く、経済発展をサポートすることができないというのが、この節での主張である。次節では、税制に的を絞り、その問題点と現在進められている改革の実態について述べる。

第4節 税制改革

歳入の強化がベトナム財政、および今後の同国の発展にとっての最大の課題のひとつであることを指摘した。世界各国からの経済制裁下にあり、また旧ソ連などからの資金援助も途絶えかけた状況において、歳入強化についての認識はベトナム政府においてもきわめて切迫したものがあり、1989年以降税制改革の検討が始まり、90、91年において一連の改革がなされた。この改革は、これまで政府の指令（Decree）として運営されてきた各税を法律として整備し、税金の徴収システムを明確にすること、国営企業と非国営企業の課税上の扱いを同一にすること、および後述の売上税などを導入して課税ベースを拡大することを目的としていた。

しかしながら、税制を経済活動のなかでどのように位置づけ、そのうえでベトナムの経済状況のなかで徴税上の効率性をどのようにあげるかという租税の根本的な面まで踏み込んだ改革ではなく、制度面の整備を急いで図ったものであるといってよいであろう。そのため、新しい税制の厳正な執行は困

難であるばかりか、もし厳正に執行されれば、納税者側に大きな混乱を引き起こしかねない。本節では、国と地方の課税の実態について述べ、国の徵税率が十分でなく、その結果政府の税収基盤が弱いことを指摘する。次に、ベトナムの税制の概要を示し、資産評価、税率、納税協力の面から問題点を指摘する。ここではまた、農業課税の仕組みと問題点についても述べる。

1. 国と地方の課税の実態

国と地方の財源配分をめぐる問題は、発展途上国、経済的先進国を問わず、すべての国で生じている。国を統一することは、財源の多くをどのようにして中央政府に集中するかにかかっていることを想起すれば、この問題の重要性が理解できる。この点、途上国の方々は、徵税率が地方で行われていて、中央は地方であげた税収の一部を移転させる仕組みをとり、国の隅々まで国税当局の事務所を張り巡らせる資金的および行政的な余力をもちあわせていない。

ベトナムもその例外ではなく、税金の大部分は1990年の改正前は基本的に地方が徵収していた。表5は、1989年における国と地方の財源調整を示したものである。この年、地方は2兆8360億ドンの税収（国営企業からの歳入は上納金であるが、ここではとくにことわりのないかぎり、ほかの歳入項目同様税収と呼ぶことにする）をあげたのに対して、国のあげた税収は1兆630億ドンであった。ほぼ、2.7対1の割合で地方が国より大きな税収をあげていたことになる。

この第1次的な財源の一部は、国と地方の間で調整される。表5によれば、地方から国への移転額は、1兆660億ドンであり、逆に国から地方への移転額は2440億ドンであった。結局、ネットで8220億ドンが地方から国に移転され、地方と国の使途可能な財源は、それぞれ2兆140億ドンと1兆8850億ドンとなった。そして、地方の財政支出は、この調整後の財源と一致しているが、国の支出額は4兆910億ドンである。

表5 国と地方の財政調整（1989年）

(単位：10億 ドン)

地 方	国
国 営 企 業	減 価 償 却 61
民 間 セ ク タ イ	貿 易 稅 363
そ の 他 (宝くじ, 利用料)	そ の 他 (石油など) 639
歳 入 合 計 2,836	歳 入 合 計 1,063
国への移転額 -1,066	国からの移転額 +1,066
国からの移転額 + 244	国への移転額 - 244
歳 入 の 純 額 2,014	歳 入 の 純 額 1,885
歳 出 額 2,014	歳 出 額 4,091

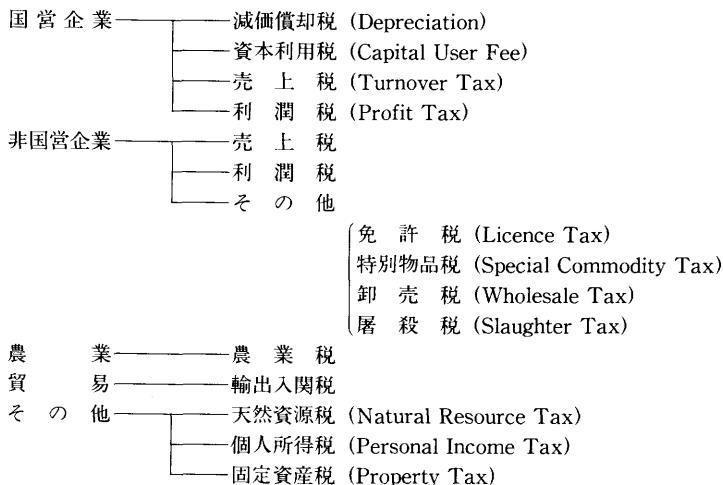
(出所) World Bank [1992] p.62, Table 3.5.

国は、1兆8850億ドンの歳入に対して4兆910億ドンの支出を行うのであるから、当然財源不足が生じる。その額、約2兆1000億ドンが、この年の財政赤字であり、これが表3で対GDP比率で示した財政赤字の根拠である。

このように主たる税収源が地方にあるため、国は歳入の確保に悩まされることになる。また、徵稅の公平性の面からみてもこの仕組みには重大な問題がある。表5に示されているように、地方の税収の多くは国営企業からの上納金であるが、そのほとんどは実は地方の人民委員会管轄の国営企業からではなく、中央直轄の国営企業からである。地方の国営企業の業績が悪いことがその原因であるが、そのほかにも上納金を徵収する機構とそれを支払う企業が同一の組織下にあるかぎり、企業業績の監査が甘くなり、徵稅努力が十分払われていないと考えられる。その結果、地方の国営企業はほとんど税金を支払わないでいるようである。また、民間セクターからの税収もきわめて低いが、これも地方の徵稅努力を疑わせる状況証拠のひとつである。一説によると徵稅官（機構）と地元の納税者の間に広範な癒着が生じていて、「隠れた税金」が存在すると言われている。

1990年の改革は、こうした事態を正し、国の徵稅力を強化することを目指した。大蔵省のもとに「総租税局」(General Tax Department)を設け、各地方の人民委員会に新たに設立した「租税局」(Tax Department)を直接監督する

図1 ベトナムの税制の概要



(出所) IMF [1991], World Bank [1992] により筆者作成。

こととした。また、地方の租税局長は中央からの任命により、その局員の給与も中央から支給することとした（詳細は、World Bank [1992] を参照されたい）。この改革の結果を論じるだけの資料はまだ入手できないが、今後ベトナムの税制を検討する際の重要なポイントとなるであろう。

2. 税制の概要と問題点

新税制は、1990, 91年の両年にわたって施行されたが、その概要是図1にまとめた。全体としては国営企業、非国営企業、農業、貿易への課税、その他からなっていて、国営企業とその他企業とを公平に扱うこと、売上税に代表されるような課税ベースの広い税金を導入することなどを謳った改革であったが、この表からも一部うかがえるように新税制の第1の特徴は、その意図に反してきわめて煩雑であることである。ここでは、各税の概要についてふれた後、その問題点を指摘したい。

まず、国営企業の減価償却と資本利用税であるが、これらは次のような根拠から課されている税金である。すなわち、国営企業の資本は国から貸与したものであるから、その元本の返済と利用にあたっての税(Fee)を国は国営企業に課すというものである。株主がその投下資本に対して配当を要求するのが資本主義の大原則であるが、社会主義のもとでは利益配分以外に、払込み資本の回収までをも要求するのである。その結果、企業の拡大は国からの資本などの割当を待つのが原則となり、経営者自身がリスク覚悟で内部留保からの投資を行おうという意欲も、可能性も断たれるという結果になっている。つまり、国の計画委員会(State Planning Committee)ないし地方の人民委員会が投資の決定を行い、その執行ないし実務を国営企業の「経営者」は行うのである。

こうした税を企業所得への課税で代替させることによって、次第に消滅させ、国営企業の経営者が自己責任で投資を行うようにさせるというのが、今後の国営企業改革の鍵となるが、現時点では従来型の課税も生きているということである。いずれの税もその最大の問題は、資本の残存価値をいかに評価するかである。ベトナムのようなインフレの激しい国で資本価値を資本それぞれについて評価することは至難であろう。また、更新投資が遅れ、旧型の機械設備などを稼働させている状況で、それらの残存価値自体を求めることにどれほどの意味があるのであろうか。機械が物理的に動くということは、それらに経済的価値があることとは違う。この点を明確にせずに経済的な償却のすんだ機械などに、減価償却税や資本利用税を課すことは、生産性の向上をむしろ阻害すると考えた方がいいであろう。

資本利用税は、このほかにも税率の面でもいかにも社会主義の名残をとどめている。税率は、算定された資本の価格の0.2~0.5%（毎月）とされているが、重工業、軽工業、商業・交通の順に税率が上がる仕組みとなっている。これは、軽工業より重工業をより優先する、伝統的な社会主義政策を税制面で反映させたものともいえる。

1990年の改革で新たに、売上税と利潤税が導入された。売上税は公式には、

ビジネス所得税 (Business Income Tax) と呼ばれているが、農業生産、輸出生産などを除く売上げに課税する。税率は1%から10%のグループと30%, 40%からなるグループの2つに分かれ、多くの生産に対して1~4%の税率が課されているが、缶詰、セメント、電気製品などは8%の課税がなされていて、大衆課税の側面をもっている。なお、30%, 40%の税率は競馬、宝くじなど射幸的なサービスへの課税である。

利潤税は、法人所得税と同じく売上げから原材料費、減価償却費および在庫費用などを控除した額を課税ベースとしているが、利潤の会計上の算定方法の詳細は未定のようである。税率は3段階でかなり高く、重工業30%，軽工業40%，サービス業50%となっている。ここでもまた、資本利用税の場合と同じく社会主義の名残が色濃くみられる。

統制経済から市場経済への移行を進めるにあたって売上税と利潤税は、それまでの国営企業からの上納金に代わって重要な意味をもつ税金である。ここでも問題点のひとつは、税率が一律ではなく、業種によって異なっていることである。ベトナムのように資本の希少な国で軽工業に輸出の可能性を見いだそうというとき、重工業と軽工業に課税格差を設ける根拠を与えることは難しいと思われる。非国営企業からの税金としてはその他、免許税、特別物品税、卸売税、屠殺税などがあるが、税体系上および税収上も大きな意味をもたないので、それらの概要については割愛する。

農業に対しては、土地のレントへの課税がなされている。米作地は生産性に見合って7つの等級に分けられたうえ、定額の税金が各階級ごとに課される。その額は米の量で規定されているが、実際の支払いにおいてはその量に応じた現金で支払いが可能となっている。すでに述べたように、この農業税は軽くされていて、農民に生産意欲を与えていたと考えられる。しかし、工業化のレベルが低く、今後その原資の一部をどうしても農業に求めなくてはならないであろうから、農業税の見直しが税制改革の重要なポイントのひとつとなるであろう。

また、現在の農業課税方法にも問題があるようと思われる。今後、灌漑や

施肥による土地改良によって土地生産性は変化する。そうしたとき、生産性基準による土地の等級化をいつまでも続けることは可能であろうか。等級化にともなう恣意性をどのようにして排除していくのかも、問題となるであろう。生産意欲をできるだけ阻害することなく、農業にどのように課税すべきか、考え直す必要があると思われる。

貿易の課税としては、主として輸入への関税があげられるが、その徴税力は増大しているもののあまり高くない。1988, 89, 90年の各年において貿易からあげた税収は、歳入総額のそれぞれ4.3%, 6.5%および11.2%にすぎず、発展途上国としては低い水準となっている。その理由としては、税率構造が複雑であること、徴税機構が国になかったことなどがあげられているが、今後こうした点が改善されれば、税収源として重要な役割をもつであろう。

その他の税としては、(外資法の適用される海外の会社とのジョイントベンチャーで開発される場合を除いた)天然資源の開発に対して課される天然資源税、外国人を含む高額所得者への個人所得税や、居住用および商業用の建物や土地に対する固定資産税がある。そのいずれも施行に移されたばかりで、課税の実態や税収に関するデータは不明である。

以上、ベトナムの新税制の概要をみてきた。その問題点として、減価償却税や資本利用税においては資産評価が困難であること、また税率が業種別に歪められていることを指摘した。しかし、売上税を導入したものの、民間の企業からの売上額を捕捉することができるのか、またもし売上額の捕捉が困難であれば、どうして利潤の捕捉ができるのかなど、税務行政上および納税協力上、根本的ともいえるさまざまな問題が生じると思われる。

こうした問題に加えて、税制が煩雑すぎることを指摘しておきたい。税制の適用が困難であるということが上で論じた諸問題の重要なポイントの一部であったが、たとえ厳正に適用しようとしても、国営企業の場合、企業の資本、売上げと利潤に同時に課税する根拠は見いだせないであろう。税制はあまりに煩雑となっているといわざるをえないものである。

このほか、売上税の場合よく指摘されるように、付加価値税と違って取引

段階すべてにわたって税金が課せられるため、税金が累積するという問題がある。多くの発展途上国で付加価値税の導入が検討されており、インドネシアやタイではすでに実施に移されている。こうした諸国の経験を踏まえて、付加価値税導入の可能性も至急検討すべきであろう。

むすび

本章ではベトナム経済の特徴として、まず第1に貯蓄、投資水準がきわめて低いこと、第2に物価上昇率が非常に高いこと、そして第3に財政が恒常的な赤字に陥っていることを指摘し、それらが統制経済から市場経済への移行のなかでどのように生じてきたかを跡づけた。そして、こうした経済における財政の役割として、当面は租税による強制的な資金調達を図ることと、財政赤字の元凶である国営企業の改革を促進することをあげた。

租税を通じる歳入の強化は、ベトナム政府にとって最も最重要課題のひとつであることは、税制改革の動向からも明らかであるが、ここでの検討結果は、そうした動向に対して批判的であった。制度の整備を図ってはいるが、屋上屋を重ねた結果、制度が煩雑になってしまった。また、徴税機構の強化を相当急がないかぎり、売上税と利潤税から多くの税収を期待することは不可能であろう。売上げを捕捉しないかぎり利潤への課税は不可能であろうから、ここはまず売上税と付加価値税の経済的および税務執行上の得失を検討しつつ、当面は消費課税の可能性を探ることが重要であろう。このほか、農業課税のベトナムにおける現状と今後の重要性を指摘した。

ベトナムは、長い間の経済制裁から解放され、今後徐々に外国からの借款の道が開けていくであろう。このとき、ベトナムの経済発展のために本当に寄与する資金援助とは何か。単に資金を供与するだけでは、統制経済から市場経済への移行を促進することにはならず、中央の国営企業の強化に手を貸すだけとなってしまうであろう。ベトナム財政の自立、ひいては同国の貯蓄・

投資の力強い循環を引き出すためにも、今後のベトナムの経済政策と動向を注意深く見つめていく必要がある。

[参考文献]

- Hoang, Cong Thi [1992], "Capital for State Enterprises" *Economic Problems*, January-March, 3-8.
- IMF [1991], *Viet Nam: Recent Economic Developments*.
- Statistical Publishing House [1992], *Economic Sectors in Vietnamese Situation, Tendency and Solutions*.
- Tajika, Eiji and Yuji Yui [1993], Public Policies and Capital Accumulation: Japan at the Dawn of Economic Growth, a paper submitted to a conference on "Taxation and Economic Development in Japan, Korea and Taiwan", (Asian Miracle Project of World Bank).
- World Bank [1990], *Vietnam: Stabilization and Structural Reforms*, Report No. 8249-VN.
- [1992], *Viet Nam: Restructuring Public Finance and Public Enterprises, An Economic Report*, Report No. 10134-VN.